

令和5年9月1日

蔵王町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定による職員の懲戒処分を行いましたので、蔵王町職員の懲戒処分の基準に関する規程第7条の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 被処分職員の所属名	総務課（当時：上下水道課）
2 被処分職員の職名	課長補佐級（当時：課長補佐級）
3 被処分職員の年齢	58歳
4 被処分職員の性別	男性
5 処分内容	減給10分の1（4か月）
6 処分年月日	令和5年8月25日
7 処分に至った事実の概要	上下水道課に配属されていた令和2年度から令和3年度にかけて、次の規律違反を行った。 （1）町長（上下水道事業管理者）の決裁後の文書を改ざんした。 （2）第3条予算（損益取引）で支払うべき委託料2,002,000円を第4条予算（資本取引）から支払うという地方公営企業法施行令に反する不適正な会計処理を行い、決算に錯誤を生じさせた。
8 その他（監督責任者の処分等）	町長（上下水道事業管理者）について、減給を行う予定。

担当：総務課長
電話：0224-33-2211